

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、
厚生労働省北海道厚生局に届出を行っています。

■ 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準【歯初診】

当院では口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者様ごとの交換、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理の徹底等、十分な院内感染防止対策を行っています。

当院には歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を 4 年に 1 回以上、定期的受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されています。

また、職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。

★ 医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証で受診ができる「オンライン資格確認」を導入しています。

マイナ保険証の利用や問診票などを通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

★明細書発行体制

算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書の発行を無料で行っています。

公費医療の（自己負担のない）患者様にも無料で発行しています。なお、必要のない場合は事前に窓口にお伝えください。

★一般名処方加算

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明を実施しています。

医薬品の供給状況等や、令和 6 年 10 月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明します。

■歯科外来診療医療安全対策加算 1【外安全 1】

歯科外来診療における医療安全対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に医療安全対策に係る院内研修等を実施しています。

また、緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。

自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

※北海道大学病院 ※011-716-1161

■歯科外来診療感染対策加算【外感染1】

歯科外来診療における診療感染対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた者が常勤し、院内感染防止に努めています。

■歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料【医管】

医科の主治医、病院と連携し、全身的な管理体制のもと歯科治療をおこないます。

■小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算【口管強】

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、高齢者・小児の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加し

ています。

自動体外式除細動器（A E D）を常備しています。

■歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準【歯訪診】

訪問診療を行っております。なお、当院は、訪問診療を専門とする医療機関ではありません。

■外来後発医薬品使用体制加算【外後発使】

当院では、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえて後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

■口腔粘膜処置【口腔粘膜】

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えています。

■CAD/CAM 冠【歯 CAD】

コンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用 CAD/CAM 装置）を用いて、前歯・臼歯に対して歯冠補綴物を設計・製作しています。

※金属アレルギーの方はご相談ください。

■クラウン・ブリッジ維持管理料【補管】

当院で装着した冠やブリッジにおいて、2年間の維持管理を行っています。異常があればそのままにせず、早めにお知らせください。

【選定療養】

当院では、保険外併用医療費を取り扱っています。

- う蝕に罹患している患者様（13歳未満）に指導管理とフッ素指導を行います。

フッ化物局所 1,000円